

第10回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年10月25日(火) 午後14時00分～午後14時45分

2 開催場所 大月市民会館4階会議室

3 出席委員

1番 米山 義一 2番 西村 恒男 3番 欠 席 4番 小宮 広督

5番 須藤 時夫 6番 佐藤 孝義 7番 山田 政文 8番 鈴木 明雄

9番 原 泉 10番 安藤 睦美 11番 平山 正幸 12番 清水 秀幸

13番 欠 席 14番 久嶋 昇

欠席者 3番 山崎 公江委員 13番 矢頭 恵造委員

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第26号 農地法4条第1項の規定による許可申請に対し意見を求める件

議案第27号 農地法5条第1項の規定による許可申請に対し意見を求める件

議案第28号 農地法第46条の規定による国有農地の売払いに対し意見を求める件

日程第3 報告第14号 転用確認証明交付に関する報告

日程第4 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 志村 隆夫 主査 竹下 仁 会計年度職員 岡部 啓三

6 会議の概要

事務局 時間になりましたので、始めたいと思います。

互礼を行いたいと思います。ご起立ください。相互に礼。ご着席ください。

ただいまより、令和4年第10回農業委員会総会を開催いたします。

会長あいさつ、米山会長よりしくお願いします。

会 長 皆さんこんにちは、10月も後半に入りましたが、昨日今日と全く冬のような寒さが続いておりますが、この時期、皆さん農作業の方はどうで

しょうか、収穫の方もほぼ終わったと思いますが、農業委員の皆様には9月・10月の農繁期と重なるこの時期に実施されました農地利用状況調査がありましたので大変お忙しかったと思います。

今日までに既に、先程も提出した方もおりますが、殆どの方が提出して頂いたと思います。本当にご苦労さまでした。

先日の10月20日に交付におきまして、令和4年度の子梨県の市町村の農業委員会の会長さんが集まりまして会長研修会が開催されました。

子梨県には27市町村併せて27の農業委員会がございまして27の会長さんが朝から夕方までの研修を受けさせて貰いました。

国からの講師による、農業経営、基盤強化促進法の一部改正と農業委員会の役割と題してのテーマで長い時間に亘って講義を受けましたが、大変幅広くて厳しい内容のもので、その話を聞いた範囲内で中々全てが、理解に至りませんでしたので、個々の内容については省略させていただきます。

この当日ですが、昼の休憩時間に西桂町の会長さんと話す機会が有りましたので、話をさせて頂きましたが、昨年10月の現地調査を西桂で見ました。

この委員会でも一寸触れさせて頂きましたが、サーモンの養殖工場の進み具合について聞いてみました。

現在少し工事は遅れていますが、養殖所と加工工場も順調に工事が進みまして、ほぼ完成に近く、今は富士山からの豊富な地下水を利用して、いくつもの水槽の中に水を引き込んで、水の入れ替え作業を繰り返しているそうであります。

近々サーモンの稚魚を水槽に入れる予定だそうです。

これからの作業は餌やりから水槽掃除の管理まで、殆どコンピューターで管理して、来年の8月頃までには4・50センチまでに育てて、その工場で半分加工して、いよいよ東京市場に出荷する予定だそうです。

事業がスタートしまして、フル生産されれば養殖によるサーモンの生産は日本一の工場に成ると言う事であります。

また、地域の住民を始め、見学コースを予定していると言う事であり

ますので、皆さんも頭の片隅に残しておいて頂ければ幸いです。

さて本日の案件につきましては、農地法第4条案件の申請が1件と第5条案件の申請が2件、それに国有農地の売払い申請が1件となっております。

今会議がスムーズに進行されますよう、ご協力をお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

事務局 続きます、開会宣告。会長お願いします。

会長 本日は、山崎公江委員と矢頭恵造委員が欠席の予定ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事務局 続きます、議長選出。大月市農業委員会会議規則第3条に基づき議長を会長にお願い致します。

議長 規則に従い議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきます。なお、会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願い致します。議事の円滑な進行にご協力をお願い致します。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

4番、小宮広督委員、5番、須藤時夫委員を指名致します。

日程第2 議案第26号

議長 日程第2、議事に入ります。議案第26号、農地法第4条の規定による許可申請に対し許可を求める件を上程致します。

申請番号1について、事務局に説明を求めます。

事務局 農地法第4条の申請について説明いたします。

議案書の1ページと2ページの地図と3ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

場所は、〇〇〇〇〇の北50m程の場所になります。

申請者は、〇〇〇〇です。申請理由は、自宅への進入路です。

3ページの写真をご覧ください。

先代の時の事のように、〇〇年以上前の事だという話です。

写真を見て頂きますと、申請地の左側の所に入っていく道がありますが、これが赤道です。

赤道が横に入っているわけですが、この赤道だけでは車を出し入れ出来ないため、自動車が通れるようにと農地を一部削り進入路を作ったという事です。

農地部分は、平らに農地をするため、石垣をカーブしたように築いて平坦にしてあります。

そのような形に農地を削って進入路にしたという事です。

農地の部分については、石垣を作って平らにして、現在、里芋とか葱が栽培されている状況です。

始末書が出ておりますので読み上げます。

「私は高校を卒業し、実家を出て就職しました。そして、就職して3年目の夏に帰省した時、自動車で申請地を通してそのまま実家の庭に入った記憶があります。従いまして、申請地は昭和〇〇年〇月には現在の状況になっておりました。

私は家族と共に、平成〇年に実家に戻り両親と同居し始め、それ以来、申請地を自宅への進入路として使用しております。

無断転用につきましては、上記のとおり、私が実家にいない時に行われた事であり、また、両親からその経緯も聞いておらず詳細は分かりません。

私は今回、自宅の新築を検討し相談する過程で、土地家屋調査士さんから申請地が農地であることを知らされ、大変驚きました。

私は、申請地が自宅への進入路であり宅地の一部であると信じ込み、長年使用してきたことを心より反省しております。

私は今後、農地を適法かつ適正に管理してまいります。ご審議のうえ、寛大な処置をくださいますよう、お願い申し上げます。」

以上ですけど、ご審議お願いします。

議 長

続いて地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当

が私ですので、私から報告します。

米山会長 ただいま事務局から説明が有りましたとおり、赤道だけでは家に入る所がなく、前の方は見えないですが、前からも全く車は入れない所でありますので、家は南向きに建てて有りまして、裏から入ると言う事がありますが、進入路として農地を今まで無断で使っていたと言う事です。

 特に全体でなくて、何坪か土地であります、ご審議の程よろしくお願ひ致します。

議 長 只今、事務局と担当委員の説明が終わりました。

 只今の説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。

原 委員 一寸分からないのでお聞きしたいのですが、この方は引き続き赤道を利用させて貰うと言う事になるのですか。

事 務 局 赤道は通行できるので、そのまま使って利用するという事です。

原 委員 赤道を使うにつけて、書類等を出すのですね。

事 務 局 赤道は通る分にはいらぬです。赤道の上に何か作ろうと言うと必要ですが、道ですから通る分には問題ないです。

原 委員 使用するにつけて、書類の提出が有ったような記憶があるのですが、今はないですか。

事 務 局 赤道を通る部分については必要ないです。道ですから誰でも通れますので、そこを通って自分の所へ入ると言う事については問題ないと思ひます。

原 委員 通る事については全く問題ないと言う事ですか。

事 務 局 ただ通るだけですので。

米山委員 一応この道は、人は勿論の事、自転車とかリヤカーとかは通っております。

 ただ、車になると一寸狭いと言う事で、農地の方を利用したという事ですので、ご理解の程よろしくお願ひ致します。

議 長 他に何かございましたら、お願ひ致します。

 何かございますか。

 質疑がないようですから、採決に入ります。

 只今の案件について、賛成の方は挙手をお願ひ致します。

した。

今場所は説明が有ったように、○○○○○のある向かい側の所です。

ここはプラスチックの製品を作っております。石垣も検知ブロックという四角いブロックを積み重ねてあり、4・5mですかね、横に亀裂が入ったりして、非常に危ないので、社長が若いのですけど、何とか補強したいと言う事です。

土地の持ち主も近所の人で、今まで私が6年間農業委員をやっている、写真に有るように今、草が伸びていますけど1年に1回か2回刈ってある。

そんな状態ですが、実際耕作している場所がマイナスになると言うような話はないと思います、近所も幸いにして仲の良い方ばかりなので、工事に関して何ら問題はないと思います。

よろしくご審議の程、お願い致します。

議 長

事務局と担当委員の説明が終わりました。

只今の説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。

質疑がないようですから、採決に入ります。

只今の案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議 長

続きまして、申請番号2について事務局に説明を求めます。

事 務 局

申請番号2について説明します。

7ページの地図と8ページの写真をご覧ください。

申請地は、○○○○○○○○番〇地目は田で面積は〇〇㎡になります。

譲渡人は○○○○、譲受人は○○○○○○○○です。

場所は、○○○○の西50m、○○○○○○○○が〇〇号沿いに有りますが、その南側の場所になります。

転用目的は、駐車場です。申請地は地図を見て頂ければわかるかと思いますが、申請地に隣接する北側の土地は、既に駐車場としてアスファルトになっております。

また、南側の土地については○○○○が平成〇〇年にここを競売で購入しています。

その時からこの場所は駐車場となっており、申請地の北側、南側は全て駐車場としてアスファルトの状態になっています。

8 ページの写真をご覧頂ければわかるかと思いますが、アスファルト舗装され、両側が駐車場として利用されている場所になります。

この土地につきまして、〇〇〇〇がこの土地の周りを全て所有している状況であります。

また所有者が、〇〇〇在住であるという事のため、この土地の存在自体を全く知らなかった模様でありまして、競売になる前からこの土地は駐車場で有ったと言う事を所有者自身も特に気づいてなかったということのようです。

また、〇〇〇〇も競売でその場所を買ったところからもすでに駐車場だったため、今まで〇年程気づかないまま利用してきてしまったという事です。

この度この状態であることに気づきまして、何とかこの状態を是正したいと申請がありました。

〇〇〇〇さんの方から、状況についての始末書は出ておりますが、本人もここまで気づかずに来てしまったと言う事で始末書がついてはおりますが一寸読み上げてみます。

「当該土地について、駐車場として一体利用してきた現状のため、この経緯について全く農地と言う事を認識しておりませんでした。今後は適正な手続きの基、土地を正しく処理したいと思います。」

という始末書が出されております。

以上ですけど、ご審議をお願いします。

議長 続いて地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。地区担当の小宮広督委員をお願いします。

小宮委員 10月17日の9時頃に事務局と会長と自分で現地調査してきました。今説明が有ったように、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇の奥の〇〇〇〇〇〇〇〇〇の横の場所にあります。

なぜ残ってしまったのか、気が付かなかったのだと思いますが、既にアスファルト舗装されて、周りがすべて駐車場に囲まれていて、今更

農地という場所でもなく、始末書も出ているので、審議の程よろしくをお願いします。

議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。
只今の説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。
質疑がないようですから、採決に入ります。

原 委員 一寸伺います。8 ページの写真の赤い印の所が当該地区なのですが、農地として確認されているのは、ここだけですか。

事 務 局 周りが全部宅地です。宅地と雑種地、それとこっちは公衆用道路と言う事で、すべて囲まれていて気付かなかったという部分も有るかもしれないですけど、ずっとこんな状態だったと言う事です。

議 長 他に何かございますか。質疑がないようですから採決に入ります。
只今の案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。
全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議案第 28 号

議 長 続きまして議案第 28 号、農地法第 46 条の規定による国有農地の売払
いについて意見を求める件を上程します。

申請番号 1 について、事務局に説明を求めます。

事 務 局 農地法 46 条と言う事で、私の知る限り初めての案件になりますので簡
単に説明致します。

国有農地は、農林水産省が所有管理する農地ですが、市内にも 15・16
筆こちらで管理している筆があるのですが、その多くは戦後の農地改
革が行われた際に、所有者が決まらずに言わば売れ残ってしまったとい
うような土地になっております。

多くは貸出されてきたのですが、今は戦後から大分経っており、借り
た方も亡くなって、管理者が不明な土地が殆どです。

毎年、事務局の方で見て回っていますが、条件が悪くて、境界もわか
らないような土地ばかりなので、殆どが放棄地となっている状況
です。

これらについて、実質的にそこを管理している人を優先的に、農地を
希望する者が買い取る事が出来ると言う規定があります。

この農地法 46 条では、下限面積の要件がなく、農地を農業として今後使っていく意思が有るか、農業委員会で認められた者については、国の方で売払うと事が規定されているものが、農地法第 46 条と言う事になります。

それでは、今回の申請について説明します。

10 ページの地図と 11 ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

場所は〇〇〇〇〇の向かい側になります。

買い取りの希望者は、〇〇〇〇〇です。写真をご覧ください。奥にあります家が〇〇〇〇さんの住宅であり、裏庭のような場所になります。

国有農地としては良い状態の方になりまして、草も裏と言う事で〇〇さんが実際に刈っているというような状況です。

更に〇〇さん自身ですけど、農地自体は所有しておりませんが、家の近くに家庭菜園として茄子などを育てており、農業のやる気はあり、ここを何とか買い取りたいという意思で出されております。

以上、ご審議をお願いします。

議長 現地確認をしておりますので、地区担当委員から説明願います。

地区担当の西村恒男委員をお願いします。

西村委員 17 日に会長それから事務局と一緒に見て参りました。

11 ページの写真を見て頂くとわかるのですが、〇〇さんの裏庭です。

バックヤードと言って、ここに芝生を植えて夏なんか日光浴をする場所ですね。

あとは車を改造したりするような場所をバックヤードと言うのですが、写真の右側に畑が有りまして、〇〇さんは茄子とか白菜を栽培していました。

隣地の地主と話をしたのですが、なんら問題はないみたいです。

売る方が農林水産省、買う方が〇〇〇、何ら問題はないと思います。

審議よろしくをお願いします。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

只今の説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。

山田委員 こういう土地というのは市内にまだ何ヶ所か有るのですか。

事務局 毎年こちらの方でチェックしているのは、筆でいうと15筆です。箇所
でいうと10ヶ所くらいになるかと思いますが、ただこんな状態の所は
2ヶ所くらいで、後はもう深い山の中とか、場所や境界が分からないよう
な場所が殆どになります。

山田委員 使えそうなところは、2ヶ所くらいと言う事ですよ。これに反対と言
う事は全くないのですが、実際こういう土地と言う事を〇〇さんは知
っていた。

事務局 自分の土地でないと言う事は分かっていたらしいのですが、借りて
いたという認識でいたみたいですよ。

 ただ、この土地を農水省から借りている人が又貸しているような形
で、〇〇さんの所に貸していたらしいのです。〇〇さん自身はその方か
ら借りていると言うつもりでずっと借りていたという事のようにです。

山田委員 払い下げの価格というのは、今どういう形でいくら位の価格ですか、
分かったら教えてください。

事務局 まだ価格は決まっていません。こちらの方で大月市の大体の土地の評
価額の資料と、ここ何年かの他の土地の売買価格の参考資料を出して、
農水省の方でいくらだという提示がされて、そこで売買成立と言う事に
なるというようですよ、そんなにびっくりするような高い値段に恐ら
くならないと思いますが価格自体はまだ決まっていないと言う事です。

山田委員 地籍は決まっている土地ですか。

事務局 決まっていると言っていいかと思います。県がここを管理していま
すが、測量しておりまして、隣との境界をはっきりさせています。

議長 他に何かございますか。

鈴木委員 簡単な質問ですいませんけど、住所なのでですけど〇〇〇と書いてある
のですが、私は〇〇〇（〇〇〇）と覚えているのですが、どうなの
ですか。

事務局 〇〇〇って、と言う字に〇って言うふうを書くのですが、法務局の
字名で言うと「〇〇〇」でよいと思います。

 バス停なんかは〇〇〇〇というバス停になっていますけど、こちらの

資料も法務局の〇〇〇でよいと思います。

- 議 長 他に何かございますか、質疑がないようですから、採決に入ります。
只今の案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。
全員賛成ですので、許可と相当と決定致します。

日程第3 報告事項

- 議 長 日程第3、報告事項を議題とします。
報告第14号について事務局に報告を求めます。
- 事 務 局 転用確認証明の申請は2件でした。
番号1、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、今年の〇月に出された案件で、
〇〇〇の駐車場として許可になった所です。
写真のとおり、工事が完了し証明書を発行しました。
番号2、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、令和〇年に〇〇〇〇〇の駐車場として
許可が出ていましたが、地目変更がされていませんでしたので、地目変
更をするようにと先方に連絡しましたところ申請が出されましたので、
現地を確認し、証明書を発行しました。
以上ですが、よろしくお願いします。
- 議 長 只今の事務局からの報告に対し、何かご質問ご意見が有りましたら挙
手の上、お願い致します。
無いようですので、本件は承認頂いたものとします。

程第4 その他

- 議 長 日程第4その他を議題と致します。
委員の皆様から何かございますか。
事務局からございますか。
- 事 務 局 農林業担当が出席しておりますので、連絡したいことがあるという事
ですので先に農林業担当の方からお願いします。
- 條々主事 大月市役所産業観光課農林業担当の條々と申します。本日は貴重なお
時間を頂きありがとうございます。
日頃より当市の農業行政にご協力頂きありがとうございます。
かねてより本市の農業施策において懸念事項であった〇〇〇〇〇地区
の農地について、現在、農地中間管理機構を通じて数枚の土地を農業法

人の〇〇〇〇〇〇〇〇に利用権を設定している状況ですが、そういった状況にもかかわらず〇〇〇〇〇〇〇〇において数年にわたり耕作が行われていない状況が続いております。

これに対して、山梨県と大月市共に繰り返し指導を行っておりますが、一向に改善がされず地域から苦情を受ける中で、先日、富士東部の農務事務所や地域とも協議を行いまして、こちらの土地の進展を図るために、久保地域や周辺地域等で農地を広げていきたい方や新規に農業を始めたいという方の情報を大月市で集めている処です。

農業委員の皆様にかかれましては、個人や法人に係わらず、そういった農地を探している方がおられましたら、大月市役所農林業担当へ情報提供の方を是非よろしくお願い致します。以上です。

議 長 何か質問がありましたら。

山田委員お願い致します。

山田委員 今の場所の図面をもらえないですか。

志村課長 用意していないものですからまた改めまして皆様にお渡しします。

山田委員 使っている所もかなりあるので、残っている所が半分位あるのかな。

志村課長 残っているのが〇筆位残っていますのでまたご報告します。場所も情報提供していきます。

議 長 他にございますか。なければ事務局お願いします。

事 務 局 (諸連絡)

議 長 他に何かございますか。

ないようですから、以上で、本日の日程は全て終了致しました。

議事進行にご協力ありがとうございました。

最後に職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理 慎重審議ご苦勞さまでした

これをもちまして、令和 4 年第 10.回大月市農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦勞様でした。

以上は、この会議の概要を記録したものである。